

大市総第158号
平成29年11月24日

大村市議会議長
大村市議會議員
大村市各行政委員会委員長 殿
大村市監査委員
各報道機関

大村市長 園田裕史

市議会定例会の招集について（通知）

このことについて、別紙（写）のとおり告示したので通知します。

市議会定例会付議事件表

- 第103号議案 大村市手話言語条例…………… (1)
- 第104号議案 大村市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例…… (3)
- 第105号議案 大村市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (5)
- 第106号議案 大村市行政財産使用料条例の一部を改正する条例…………… (7)
- 第107号議案 大村市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例…… (9)
- 第108号議案 動産の買入れについて…………… (13)
- 報告第11号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）…………… (14)
- 報告第12号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）…………… (16)
- 報告第13号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）…………… (18)
- 報告第14号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）…………… (20)
- 第109号議案 平成29年度大村市一般会計補正予算（第5号）
- 第110号議案 平成29年度大村市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第111号議案 平成29年度大村市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第112号議案 平成29年度大村市モーターボート競走事業会計補正予算（第2号）

大村市告示第230号

大村市議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年11月24日

大村市長 園田 裕史

1 招集日時 平成29年12月4日(月) 午前10時

2 招集場所 大村市議会議場

第103号議案

大村市手話言語条例

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるという認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が推進する施策を定めることにより、全ての市民が共生する地域社会の実現に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話を必要とする市民が手話による意思の疎通を円滑に行う権利を有し、かつ、その権利が尊重されることを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念（次条及び第5条において「基本理念」という。）にのっとり、手話に対する理解の促進及び手話の普及のための施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、及びろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第6条 市は、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話の習得及び啓発に関する施策
- (2) 手話による情報の発信及び取得に関する施策
- (3) 手話による意思の疎通の支援に関する施策
- (4) その他市長が必要と認める施策

(財政上の措置)

第7条 市は、前条に掲げる施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

平成29年12月4日提出

大村市長 園田 裕史

(提案理由)

手話が言語であるという認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及を図るため、この条例案を提出するものである。

第104号議案

大村市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

大村市特別職報酬等審議会条例（昭和39年大村市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「議員報酬等の額」を「議員報酬の額並びに市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者及びモーターボート競走事業管理者の給料の額（以下「議員報酬等の額」という。）」に改める。

第2条中「議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額」を「議員報酬等の額」に、「当該議員報酬及び給料の額」を「当該議員報酬等の額」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、市長は、必要と認めるときは、議員報酬等の額について審議会の意見を聞くことができる。

第3条第1項中「本市」を「、本市」に改め、「必要のつど、」を削り、「任命する」を「委嘱する」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条に次の1項を加える。

3 委員は、再任されることができる。

第5条第1項中「審議会」の次に「の会議」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、委員（第3条第2項ただし書の補欠委員を除く。）の委嘱の日以後、最初に開かれる審議会の会議は、市長が招集する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年12月4日提出

大村市長 園田裕史

(提案理由)

大村市特別職報酬等審議会に係る審議の対象の見直しを行い、同審議会の委員の任期を2年にするとともに、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第105号議案

大村市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

大村市職員の育児休業等に関する条例（平成4年大村市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ア(イ)中「第2条の3第3号において」を「以下」に改め、「いう。」の次に「（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）」を加える。

第2条の3第2号中「この条」の次に「及び次条」を加える。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において配偶者育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当

面その実施が行われないこと」を加え、同条第7号中「こと」の次に「又は第2条の4の規定に該当すること」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第11条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年12月4日提出

大村市長 園田 裕史

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、非常勤職員が育児休業の期間を延長することができる場合について規定するとともに、国家公務員の取扱いに準じ、職員が再度の育児休業の取得等ができる特別の事情を追加するため、この条例案を提出するものである。

第106号議案

大村市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

大村市行政財産使用料条例（昭和39年大村市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

430
660
900
390
620
850
39

440
680
920
400
630
870
40

に、

「

380
230
770
320
1,900
770
16
23
35
46
70
93
160
230
460

を

390
240
790
330
1,700
790
17
24
36
47
71
95
170
240
470

に改め、

同表備考第6項中「1平方メートルに」を「0.01平方メートルに」に、「1平方メートル未満」を「0.01平方メートル未満」に、「1平方メートルとして」を「切り捨てて」に改め、同表備考第7項中「1メートルに」を「0.01メートルに」に、「1メートル未満」を「0.01メートル未満」に、「1メートルとして」を「切り捨てて」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

平成29年12月4日提出

大村市長 園田 裕史

(提案理由)

道路法施行令の改正に伴い、使用料の額を改定するため、この条例案を提出するものである。

第107号議案

大村市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

大村市道路占用料等徴収条例（昭和28年大村市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「1平方メートル若しくは1メートル」を「0.01平方メートル若しくは0.01メートル」に、「1平方メートル又は1メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

別表中	「	430	660	900	390	620	850	39	」	」	を	に、
		440	680	920	400	630	870	40				

「	380	230	770	320	1, 900	770	16	23	35	46	70	93	」

160
230
460
770
Aに0.004を 乗じて得た額
Aに0.007を 乗じて得た額
Aに0.008を 乗じて得た額
930
560
770
19
190
190
1,900
620
19
190
19
190
1,900
930
770
Aに0.028を 乗じて得た額
190
77

を

170
240
470
790
Aに0.005を 乗じて得た額
Aに0.008を 乗じて得た額
Aに0.01を乗 じて得た額
870
520
790
17
170
170
1,700
630
17
170
17
170
1,700
870
790
Aに0.034を 乗じて得た額
170
79

に、

」 」

令第7 条第8 号に掲 げる施 設	トンネルの上又は高架の道 路の路面下に設けるもの	占用面積 1平方メ ートルに つき1年	Aに0.016 を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.02を 乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.028 を乗じて得た額

を

令第7 条第8 号に掲 げる施 設	トンネルの上又は高架の道 路の路面下（当該路面下の 地下を除く。）に設けるも の	占用面積 1平方メ ートルに つき1年	Aに0.017 を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.024 を乗じて得た額
	地下（トンネ ルの上の地下 を除く。）に 設けるもの	階数が1の もの	Aに0.005 を乗じて得た額
		階数が2の もの	Aに0.008 を乗じて得た額
		階数が3以 上のもの	Aに0.01を 乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.034 を乗じて得た額

に、

Aに0.016を 乗じて得た額
Aに0.011を 乗じて得た額
Aに0.02を乗 じて得た額

Aに0.017を 乗じて得た額
Aに0.012を 乗じて得た額
Aに0.024を 乗じて得た額

Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額
Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額
Aに0.02を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
Aに0.028を乗じて得た額	Aに0.034を乗じて得た額
Aに0.028を乗じて得た額	Aに0.034を乗じて得た額
Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額
Aに0.02を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
Aに0.028を乗じて得た額	Aに0.034を乗じて得た額

を

に改める。

」 」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の大村市道路占用料等徴収条例の規定は、施行日以後の占用に係る占用料について適用し、施行日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

平成29年12月4日提出

大村市長 園田 裕史

(提案理由)

道路法施行令の改正に伴い、占用料の額を改定するため、この条例案を提出するものである。

第108号議案

動産の買入れについて

次のとおり動産を買入れる。

記

- 1 買い入れる動産 給食配送車 4台
- 2 買入れの方法 指名競争入札
- 3 買入れ金額 20,497,536円(4台分)
- 4 買入れの相手方 大村市富の原二丁目409番地1
有限会社タナカ電装
代表取締役 田中 正雄
- 5 納入期限 平成30年7月31日

平成29年12月4日提出

大村市長 園田裕史

報告第11号

専決処分の報告について

長崎街道鈴田峠内の樹木の枝の落下による自動車破損事故の被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成29年12月4日提出

大村市長　園田　裕史

専決第10号

専 決 処 分 書

長崎街道鈴田峠内の樹木の枝の落下による自動車破損事故の被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例（昭和28年大村市条例第63号）本則第3号及び第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年10月20日

大村市長 園 田 裕 史

記

1 損害賠償の額 132,118円

2 損害賠償の相手方
[REDACTED]
[REDACTED]

報告第12号

専決処分の報告について

公用車の交通事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成29年12月4日提出

大村市長 園田裕史

専決第11号

専 決 処 分 書

公用車の交通事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項
に関する条例（昭和28年大村市条例第63号）本則第3号及び第4号の規定により、
次のとおり専決処分する。

平成29年10月31日

大村市長 園田 裕史

記

1 損害賠償の額 41,250円

2 損害賠償の相手方

[REDACTED]

報告第13号

専決処分の報告について

公用車の交通事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成29年12月4日提出

大村市長 園田裕史

専 決 処 分 書

公用車の交通事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項
に関する条例（昭和28年大村市条例第63号）本則第3号及び第4号の規定により、
次のとおり専決処分する。

平成29年11月10日

大村市長 園田裕史

記

1 損害賠償の額 27,117円

2 損害賠償の相手方 [REDACTED]
[REDACTED]

報告第14号

専決処分の報告について

大村市立鈴田小学校内における自動車破損事故の被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成29年12月4日提出

大村市長 園田 裕史

専決第13号

専 決 処 分 書

大村市立鈴田小学校内における自動車破損事故の被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例（昭和28年大村市条例第63号）本則第3号及び第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年11月21日

大村市長 園田 裕史

記

1 損害賠償の額 31,718円

2 損害賠償の相手方